

○山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成9年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民自らが町内に所有し居住する木造建築物について耐震診断を受ける事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山北町補助金等交付規則（昭和62年山北町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づく一般診断法又は精密診断法により、耐震診断技術者が行う木造住宅の耐震性の診断をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって神奈川県木造住宅耐震診断実務講習会を修了した者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、次の各号のすべてに該当する木造住宅について、耐震診断を受ける事業とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建物及びこの要綱に基づき既に補助金の交付を受けた建物は対象としない。

- (1) 町民自らが町内に所有し居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けて建築された一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅であるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知書を受けて増築又は改築されたものを除く。
- (3) 地上の階数が2以下であるもの。
- (4) 在来枠組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものを除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、耐震診断に要する経費の4分の3までとし、60,000円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条による申請書により補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類等の審査及び内容調査により補助金を交付すべきと認めたときは、交付すると決定した者に対して、木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付内容の変更等)

第8条 前条の規定により、木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知を受けた者(以下、「補助対象者」という。)が、その後に補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金内容変更等承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の内容変更等のできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第9条 規則第9条の規定による交付決定の取消又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消・変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定後2ヶ月以内に耐震診断を終了し、木造住宅耐震診断結果報告書(第5号様式)及び領収書を町長に提出しなければならない。

(補助金の請求等)

第11条 第7条の木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書を受けた補助対象者は速やかに木造住宅耐震診断費交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附 則（平成29年告示第18号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

平成 年 月 日

山北町長 様

住 所

申請者 氏 名 ㊞

電話番号

山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の所在地	山北町		
建築物概要	敷地面積	m ²	
	用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 2世帯住宅 <input type="checkbox"/> 店舗兼用住宅（店舗用途 ）	
	階 数	階建（地下の有無 有 ・ 無 ）	
	面 積	1階 m ² 、 2階 m ² 、 延べ面積 m ²	
建 築 年	昭和 年	耐震診断予定日	平成 年 月 日ごろ
交付申請額	要綱第4条の規定による		

関係書類

- 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- 建築確認通知書等、建築年度を証明するもの
- 耐震診断結果報告書
- 耐震診断に係る見積書
- 耐震診断技術者の県講習修了証の写し
- その他

備考欄

木造住宅耐震診断費補助金 交付決定通知書

都 第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山北町〇〇〇〇〇番地

〇〇〇〇〇 様

山北町長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました山北町木造住宅耐震診断費補助金につきまして、次のとおり決定しましたので、山北町補助金交付規則（昭和62年山北町規則第15号。以下「規則」という。）第7条の規定により通知いたします。

- 補助金額 6万円を上限として診断費の4分の3の額
- 補助条件
 - この補助の対象となる事業は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け木造住宅耐震診断費補助金交付申請書記載のとおりとする。
 - 補助事業について申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに町長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業が予定の期間に完了する見込のない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 規則及び山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の定めに従うこと。
 - この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件、町長の指示若しくは命に違反したときは、この補助金の交付を取り消すことがある。
- この補助金の交付の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受理した日から30日を経過する日までの間申請を取り下げることができる。
- 耐震診断が終了したときは、木造住宅耐震診断結果報告書及び領収書を町長に提出しなければならない。ただし、報告書等が適当と認められない場合は、補助金の交付を取り消すことがある。
- その他
申請書に記載したとおり、建築確認 昭和〇〇年〇月〇日第〇-〇〇〇号の建物とする。

木造住宅耐震診断費補助金

内容変更等承認申請書

平成 年 月 日

山北町長 殿

住 所

申請者 氏 名 ⑩

電話番号

山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

変 更 の 種 類	1. 申請内容の変更 2. 補助事業の中止 3. 補助事業の廃止
変 更 内 容	
変 更 理 由	

第4号様式（第9条関係）

木造住宅耐震診断費補助金 交付決定取消・変更通知書

都 第 号

平成 年 月 日

様

山北町長

平成 年 月 日付け都第 号で交付決定しました山北町木造住宅耐震診断費補助金に係る交付決定の内容を次のとおり（取消・変更）しますので通知いたします。

対象建築物	建築物所在地	
	用 途	
	構造・規模	
取り消し理由 又は 変更理由		
※備考		

第5号様式(第10条関係)

木造住宅耐震診断結果報告書

依頼者	様
-----	---

平成 年 月 日

耐震診断技術者	
認定番号	
氏名	印
住所	
電話番号	

木造住宅の耐震診断結果

平成 年 月 日に耐震診断の依頼を受けた建築物を耐震診断した結果は次のとおりです。

総合評点及び所見

総合評点	所見

耐震診断表

診断項目	評点	診断項目	評点
A. 地盤・基礎		D. 筋かい	
B. 建物の形		E. 壁の割合	
C. 壁の配置		F. 老朽度	
総合評点 $A \times B \times C \times D \times E \times F =$			

耐震判定表

総合評点	判定	今後の対策
1.5以上	安全です	今後も維持管理を十分に
1.0以上1.5未満	一応安全です	専門家の精密診断を受ければなお安全です
0.7以上1.0未満	やや危険です	専門家の精密診断を受けてください
0.7未満	倒壊の危険があります	是非専門家と補強について相談してください

木造住宅耐震診断の内容について

今回の木造住宅耐震診断は、建設省住宅局監修の「わが家の耐震診断と補強方法」に基づき、概略的な診断を行い、これに木造住宅耐震診断ができる専門家の現地調査確認の評価を加味したものです。

今後、この耐震診断結果を受けて、どのように補強したらよいかといった点については、建築士等の専門家に精密診断及び構造計算を含めた改修計画の作成を依頼することが望ましいと思います。

この場合には、建築士との間で設計契約を結ぶことも大切になります。

耐震診断項目別調書

調査概要

現地調査日時	平成 年 月 日 午前・午後 時		
事務所等名称			
診断者名		登録番号	第 号
委託者 住所・氏名 ☒		
建築物地番		住居表示	
建築物確認番号	昭和 年 月 日	第	号
竣工年月日	昭和 年 月 日	経過年数	年
建築物用途	1. 専用住宅 2. 2世帯 3. 店舗兼用住宅(店舗用途)		
構造・規模	1. 平屋建て 2. 2階建て		
床面積	1階床面積 延床面積	m ² m ²	2階床面積 m ²

木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

平成 年 月 日

山北町長 殿

住 所

請求者 氏 名 ⑩

電話番号

山北町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり
請求します。

請 求 額	円
振込金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店・支所
口座の種別	普通 ・ 当座
口座名義人	
口座番号	

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第9条関係）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第11条関係）